

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和3年9月15日開催 全国地方銀行協会／

令和3年9月16日開催 第二地方銀行協会]

1. 銀行システム障害への対応について

- 先般、複数の銀行において、システム障害の発生により、顧客取引に影響を及ぼす事案が生じた。
- 金融機関が安定したシステム稼働を確保することは、円滑な金融サービスの提供及び利用者保護の観点から非常に重要であり、各金融機関においては、自行のシステムリスクや、障害発生時の連絡体制を含めた復旧対応能力、顧客案内や周知等といった対応についていま一度確認いただきたい。
- また、先日、クラウドサービス事業者におけるシステム障害により、一部の銀行等においてログインしづらい状況が生じた。
- このようなクラウドサービスの利用を含め、外部委託にあたっては、委託に伴うリスクを十分認識した上で、外部委託を含む業務プロセス全体を実効的に管理し、業務の強靭性（オペレーショナル・レジリエンス）を確保することが重要と考えている。
- 仮に委託先で障害が発生した場合であっても、可能な限りサービスを継続して提供できるよう、バックアップシステム等に十分配慮した上で、サービス中断時における迅速な復旧や顧客の立場に立った対応など、適切なシステムリスク管理態勢の構築をお願いしたい。

2. 大雨等の災害に対する金融上の措置について

- 大雨等の災害により、被災された方々に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- こうした災害に対し、各県に災害救助法の適用がなされ、これを受け各財務局より「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出させていただいた。

- 被災地で営業している金融機関におかれては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな支援対応を改めてお願いしたい。

3. 緊急事態宣言を踏まえた資金繰り支援・本業支援の徹底について

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、緊急事態宣言の対象地域の拡大や宣言の延長など、感染拡大に伴う影響が懸念されるところであり、足元では、金融機関の対応が厳しくなっているとの声も聞く。
- 9月10日にも要請させていただいたところではあるが、コロナの直接・間接の影響により資金繰りが厳しい事業者の状況を十分に勘案し、貸し渋り・貸し剥がしを行わないことは勿論のこと、そのような誤解が生じることのないよう、引き続き事業者の立場に立った最大限柔軟な資金繰り支援を徹底するようお願いしたい。
- 特に、感染症の影響長期化により、追加融資が必要とされる状況も想定されるが、金融機関によっては、コロナ以降にリスクを受けた事業者や足元の業況が悪化している事業者には追加融資を控えるという方針を組織的に決めているのではないか、といった懸念の声も一部で聞かれているところ。
- こうした事業者については、現下の決算状況・借入状況等の事象のみで判断せず、事業の特性、需要の回復や各種補助施策の実施見込み等を踏まえるとともに、例えば、リスクを実施した事業者について、単にその事実のみをもって、リスクされた債務が返済されるまでは追加融資を行わないという機械的・硬直的な対応を行うことなく、官民の金融機関等とも連携して、しっかりと支えていただくようお願いしたい。
- 無利子無担保融資により新たに取引先となった先に対し、プロパー融資先に比べ本業支援が行き届いていないのではないか、また、他の金融機関の積極融資に伴い、残高メイン先でなくなるなど融資シェアが低下した先に対し、本業支援がおろそかになっているのではないか、という懸念の声も一部で聞かれているところ。

- いわゆるメイン先・非メイン先の別や、既存顧客・新規顧客の別、プロパ一融資・保証付き融資の別に関わらず、資金繰り支援にとどまらない経営課題に直面する事業者に対しては、能動的に本業支援を行うよう努めていただきたい。

4. 事業者支援態勢構築プロジェクトについて

- ポストコロナの活力ある経済を目指して、事業者の経営改善・事業再生・事業転換支援等を進めていくことが重要だと考えている。
- こうした観点から、金融機関、信用保証協会、地方公共団体、中小企業再生支援協議会など地域の関係者と連携・協働し、実効性のある事業者支援態勢を構築・強化していく。具体的には、財務局において、都道府県ごとに事業者支援にあたっての課題と対応策を関係者間で共有する「事業者支援態勢構築プロジェクト」を推進し、必要に応じて支援や相談の軸となる中核機関を特定するなど、個々の事業者が適切な地域の関係者から支援を受けられる態勢となっているか確認する。
- 本プロジェクトについては、既に一部の都道府県において試行的に開始している。今後は、こうしたパイロットケースも踏まえ、経済産業局や保証協会等の支援機関などとも連携しつつ、金融機関の意見もいただきながら進めていくことを想定しており、協力をお願いしたい。

5. 金融行政方針について

- 8月31日、本事務年度の金融行政方針を公表した。
- 地域銀行については、人口減少などにより厳しい経営環境が続く中で、自ら将来を見据えた経営改革に取り組み、経営基盤を強化することにより金融機能を高め、地域経済の回復・成長に貢献していただきたい、という期待を込めて記載したものである。
- 具体的には、政府としても、独禁法特例法の制定、資金交付制度の創設、銀行の業務範囲規制の緩和など、様々な環境整備策を進めてきたところ、経

営基盤の強化に向けて取りうる選択肢は様々であるが、地域銀行の経営改革に向けた取組みについて、丁寧に対話を行い、それぞれの取組みを支援していきたい。また、経営の多角化・高度化を図る地域銀行とは、深度ある対話を行い、グループ全体にわたるガバナンス機能の発揮を促していく。

○ その上で、先ほど申し上げた資金繰り支援や経営改善・事業再生・事業転換支援等の取組みや、信用リスク管理の状況や有価証券運用の管理状況等についてモニタリングをしていく。また、特に、持続可能な収益性や将来にわたる健全性課題のある地域銀行に対しては、経営基盤強化に向けた実効性のある方策を策定・実行するよう促していく。

○ この他、

- ・ 豪雨等の自然災害発生時の迅速かつ的確な被災者支援、
- ・ 決済インフラの高度化・効率化、
- ・ 書面・押印・対面を前提とした業界慣行の更なる見直しなど、金融分野における業務・手続きの電子化、
- ・ 金融機関による、高齢者・外国人・障がい者等の全ての利用者に寄り添った丁寧な対応の促進、
- ・ 気候変動リスク管理やマネロン対応・システム管理態勢の強化

などの施策を盛り込んでいる。

○ 金融機関との対話による課題の解決を重視し、こうした施策に取り組んでいきたいと考えているので、引き続きよろしくお願ひしたい。

6. 金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）の公表について

○ 金融庁は、金融機関の取組みの「見える化」を通じて、担保・保証に過度に依存しない融資を促すため、令和元年9月に「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」を設定し、公表した。

○ これに基づき、主要行等（※）及び地域銀行には、今般、令和2年度下期（10月～3月）分について公表していただいたところであり、こうした各金融機関の取組状況のより一層の「見える化」を図るため、前回同様、金融庁

ウェブサイトにおいて、各行の KPI を一覧化した情報を公表した。

- KPI の多寡については、各銀行における顧客の特性や規模等にもよると考えているが、今般の KPI の状況を踏まえながら、各行におかれては、担保・保証に依存しない融資について、引き続き取り組んでいただきたい。

(※) みずほ銀行、三菱 UFJ 銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三菱 UFJ 信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行

7. 「重要情報シート」の導入について

- 昨年 8 月の金融審議会「市場ワーキング・グループ」報告書の提言を踏まえ、顧客が各業態の枠を超えて多様な商品を比較することを容易とする「重要情報シート」について、各金融事業者において導入の準備が進められていると承知している。
- 投資信託については、既に導入を始めている金融事業者も見受けられ、外貨建保険の募集についても、10 月から導入が開始されていく予定と承知しているところ、こうした趣旨を踏まえた活用が募集の現場でなされるよう、適切な運用をお願いしたい。また、投資信託と外貨建保険だけでなく、様々な金融商品についても幅広く「重要情報シート」が導入されることを期待している。

8. Regional Banking Summit の開催について

- 昨年度に引き続き、地域金融機関の持続可能なビジネスモデル構築に向けて、全国の多様な関係者が一堂に会して議論する「Regional Banking Summit」を令和 4 年 1、2 月頃に、オンライン配信を主体として開催すべく準備を進めている。
- 今事務年度は、
 - ① 発信側と視聴側の双方向のやり取りの導入、
 - ② 視聴者が見たいものを選ぶことを前提とした多数のコンテンツのラインナップ、

- ③ SDGs をはじめとした、昨今の地域銀行を巡る課題に関する新テーマの追加、
を通じて、より多様な視聴者に向けて訴求していきたい。より多くの地域銀行の様々な立場の方に登壇いただきたいと考えており、協力をよろしく
お願いしたい。
- 本取組みを通じて、地域金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築、ひいては地域経済・金融の共通価値の創造に向けたさまざまなアイデア・方策が創出されることを期待している。

9. 事業者支援ノウハウ共有サイトにかかる追加公募について

- 「事業者支援ノウハウ共有サイト」は、本年4月より本格稼働を開始しており、現時点で131機関311名（閲覧専用による参加は62機関）の金融機関職員等が参加している。
- 今般、9月1日から15日までの間、参加者500名程度を目安に、追加の参加機関・職員の公募を実施している（既存の閲覧専用の枠組みについても継続）。
- 金融庁としては、引き続き、協会とも連携等を図りながら、各地域内における事業者支援等のノウハウ共有の取組みを後押しして行きたい。
- 各金融機関におかれても、現場職員の方々などの積極的な利活用を後押ししていただきたい。

10. 企業アンケート調査結果の公表について

- 8月31日に、2020事務年度の企業アンケート調査結果を公表した。
- 2020事務年度調査では、従来より確認しているメインバンクの金融仲介プロセスに対する顧客評価に加えて、新型コロナウイルス感染症拡大による企業の資金繰りへの影響や地域金融機関による支援の状況等についても確認を行っている。

(※) 新型コロナウイルス感染症拡大による企業の資金繰りへの影響や地域金融機関による支援の状況については、7月に公表したプログレスレポートに掲載

- 各金融機関におかれては、当該アンケート結果も踏まえ、引き続き金融仲介機能の発揮に取り組んでいただきたい。

11. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

《FATF 第四次対日審査の公表等について》

- FATF（金融活動作業部会）の第4次対日審査報告書が8月30日に公表された。
- 今回の対日審査では、前回審査以降の取組みを踏まえ、日本のマネロン・テロ資金供与対策の成果が上がっているとの評価を得た。同時に、日本の対策を一層向上させるため、金融機関等に対する監督の強化等に優先的に取り組むべきとされている。
- 当報告書の公表を契機として、政府は今後3年間の行動計画を策定・公表している。官民が連携してしっかりと対応していく必要があることから、引き続き、マネロン・テロ資金供与対策の高度化の取組みへの協力をお願いしたい。

《マネロン検査について》

- 金融庁では、本年6月に公表した骨太の方針にも示されている通り、金融業界の検査・監督体制等の強化等を含め、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の強化に取り組んでいる。具体的には、
 - ・ 検査要員の確保等により検査・監督体制の強化、
 - ・ マネロンリスクが高い業態を優先にリスクベースの検査監督を実施することとしている。
- 金融庁は、新型コロナウイルス感染状況等に配慮し、リモート環境での検査・モニタリングを実施してきており、今後は骨太の方針のとおり、今般のFATF審査結果も踏まえながら、マネロン対策に検査項目を絞った検査

を集中的に実施していく。

- 一斉検査のようなものではなく、各財務局とも連携しながら、預金取扱金融機関を中心に、前回検査からの期間や金融機関側の負担等も踏まえながら、金融機関ごとにマネロン検査を実施していく。

《マネロンシステムの共同化について》

- 金融庁では、骨太の方針で示されたとおり、マネロン・テロ資金供与対策の高度化・効率化のため、共同システムの実用化の検討・実施に取り組んでいるところ。
- 昨年より、疑わしい取引の検知、制裁対象者の照合等の共同化について NEDO と連携し、実証実験を支援してきた。
- 金融庁としては、この実証実験の結果も踏まえ、全銀協をはじめとする業界団体等と連携の上、引き続き共同システムの実用化に向けて、検討を進めるもの。

《継続的な顧客管理及び広報について》

- 継続的顧客管理については、マネロン・ガイドラインでも対応すべき事項の1つとして、各金融機関に2024年3月末までに態勢整備をお願いしているところ。FATF 対日審査でも、金融機関において、継続的顧客管理の義務を完全に実施すべき旨の勧告がなされている。
- 金融庁としても、政府広報含め、各業界団体と連携して、国民の皆様にも、マネロン・テロ資金供与対策に係る確認手続きについて広報活動等を行う予定である。

12. バーゼルⅢの国内実施について

- 最終化されたバーゼルⅢの国内実施に向けて、9月末ごろを目途に、30日間のパブリックコメントを開始する予定。
- 新規制では、国際的な銀行及びそれに準じた高度なリスク管理を採用する銀行については、国際合意に沿って2023年に実施する一方、国内で活動

するその他の金融機関については、移行に伴う負担を軽減し、新型コロナウイルス感染症対策や地域活性化のためのエクイティ支援を促進するため、実施時期を1年後倒しすることにしたい。

- 引き続き、関係者と十分に対話を行いながら、準備を進めてまいりたい。

13. LIBORの公表停止に向けた対応について

- LIBORの公表停止に向けた対応として、日本円金利指標に関する検討委員会が公表した本邦移行計画に沿って既存契約の顕著な削減に向けて取り組んでいただいていると認識している。
- 金融庁としては、日本銀行と合同で、顕著な削減に向けた目標時期である9月末時点におけるLIBORからの移行に向けた進捗状況を確認したいと考えており、主要な金融機関を対象に簡易調査を実施するので、協力をよろしくお願いしたい。
- LIBOR公表停止までに残された時間は限られており、移行対応はまさに最終局面を迎えているといえる。引き続き着実な移行対応を進めていただきたい。

14. 顧客本位の業務運営に関する原則の採択事業者リストの公表について

- 9月3日、金融庁ウェブサイトにおいて、標題リストを公表した。リストへの掲載対象は、顧客本位の業務運営に関する原則を採択した金融事業者で、金融庁ウェブサイトへの掲載を希望する旨の報告（6月30日期限）があった先のうち、原則の項目ごとと取組方針の結び付きが明確であることが確認できた先のみとなる。
- 本リストの作成は、昨年8月に公表された金融審議会市場ワーキング・グループ報告書を踏まえたものである。今回公表したリストは、本年4月12日、改めて各金融事業者から報告を受け付ける旨を公表し、6月30日の

第1回報告期限までに提出を受けたものを確認した結果となる。

- この確認を通じて、「見える化」の施策が顧客向けであることが必ずしも理解されていないと感じられた先がある。「見える化」は、単なるペーパーワークや机上の作業ではなく、経営陣から営業職員までが顧客に向き合う姿勢を検証するきっかけになることを目指したものである点を、改めて強調したい。また、今回のリスト掲載先であっても、来年には、取組方針に基づく現場での実践結果を報告していただく必要があり、継続的な対応が求められることを理解していただきたい。
- 一方、原則の項目ごとと取組方針の結び付きが確認できなかった先が、報告受付総数のうち半分弱あった。これらの先に対しては、修正の方向性を示しつつ、次回期限（9月30日）までに提出が可能であることを連絡している。新たに金融庁ウェブサイトへの掲載を希望する先も含め、自らの顧客基盤を踏まえた施策を取組方針の基本に据えつつ、今回のリスト掲載先の取組も参考にした上で、報告をお願いしたい。
- 今後、金融庁としては、実践状況のモニタリングも含め、金融機関と対話を行い、好事例の公表を行う予定。

15. ITガバナンス及びサイバーセキュリティ強化の取組みについて

《サイバーセキュリティ管理態勢の強化について》

- 国家の関与が疑われる高度なサイバー攻撃や、ランサムウェア攻撃の活発化によって、国内外の重要インフラでも被害が発生している。サイバー攻撃を経営上のトップリスクと位置付け、改めて、対策を強化することが重要である。
- 金融庁としても、引き続き、
 - ・ リスクが高い金融機関に対しては、検査等でサイバーセキュリティ対策の実効性を重点的に検証するとともに、
 - ・ サイバー攻撃を受けた場合も、被害を最小限にとどめ、迅速に業務を復旧させる能力を向上させるため、10月にサイバー演習（Delta Wall VI）

を拡大して実施する

ことで、サイバー攻撃への予防対策や、被害発生時における対応・能力の向上を促していく。

- さらに、今事務年度の新たな取組みとして、
 - ・ サイバーセキュリティ管理態勢をより精緻に評価するための項目を整備し、
 - ・ 同項目に基づく金融機関による自己評価を分析の上、他の金融機関と比較した自らの位置付け、改善すべき分野等を還元する

ことを目指し、金融機関によるサイバーセキュリティ強化の取組みを支援していきたい。

《システムリスク管理態勢の強化について》

- 多くの利用者に影響を与えるシステム障害が発生する中、障害の未然防止はもとより、障害発生時に、被害を最小限にとどめ、迅速に業務を復旧させる能力を向上させることが重要である。
- こうした観点から、システム障害に関するモニタリングは、金融機関の自律的な改善を促すことに力点をおいて実施するとともに、リスクの高い金融機関に対しては、検査を含めて重点的に検証することで、システムリスク管理態勢の強化を図っていく。

《ITガバナンスの向上について》

- データの利活用等によって、先進的なサービスを提供し、金融機関自身の経営効率を高めるなど、ITガバナンスの発揮が期待される。
- 金融庁としては、引き続き、
 - ・ ITガバナンスに関して深度ある対話を行っていくとともに、
 - ・ 新技術を利用した基幹系システムを検討する金融機関に対しては、基幹系システム・フロントランナー・サポートハブを通じて、その早い段階からITガバナンスやリスク管理等に関する検討を後押しする

など、ITガバナンス強化に向けた取組みを積極的に支援する。

16. FATF による AML/CFT 分野におけるデジタル・トランスフォーメーションに関する報告書の公表について

- 最近、金融当局間の国際会議では、①コロナ対応、②サステイナブル・ファイナンス関係（環境関係）、③デジタル化ないしデジタル・トランスフォーメーション、が3大テーマとなっている。いずれも海外の動きが早く、国内でも海外での議論や問題意識を前広に紹介していく必要があると考えている。
- 本日は、③のデジタル・トランスフォーメーションに関する話題として、FATF が7月公表した2本の報告書について紹介したい。
- 1つ目の報告書「AML/CFT 分野における新技術の機会と課題」は、官民の具体的な活用事例に加え、具体的な課題として、新技術の理解、人材確保、データ標準化等を挙げており、これらはAML/CFTだけでなく銀行業務全体のDXにおいても重要な点だと考えている。
- 2つ目の報告書「データプーリング・共同分析・データ保護」は、データ保護やプライバシー保護のための規制を遵守しながら、いかに民間金融機関間でのデータ共有を可能とするか、といった問題意識に立って、有力なテクノロジーや各国事例、課題等を紹介している。我が国においても、別組織間でのML/TFデータの共有については、データ・プライバシー保護法（日本の個人情報保護法等）に抵触しないかが課題。この点について各社においても十分検討いただき、不明な点については前広に金融庁に照会・相談いただければと考えている。
- なお、金融庁では、我が国の取組みを海外に紹介することにも力を入れており、これらの報告書では、金融庁が19年G20議長国として提案したマルチ・ステークホルダー・アプローチに沿って、ブロックチェーン技術の発展に取り組んでいる「BGIN」(Blockchain Governance Initiative Network) や、我が国におけるAMLシステムの共同化に関連したNEDOの実証実験につ

いても紹介されている点も申し添えておきたい。

17. 金融行政方針の公表について

- 8月31日、本事務年度の金融行政方針を公表した。これは、毎年、事務年度のはじめに、金融庁として進める施策の方向性を明らかにするもの。広く関係者の方々と課題認識等を共有し、建設的な対話を行うことによって、より良い金融行政の実現につなげてきたい。
- 内容としては、3本柱で構成しており、
 - ・ 第一に、コロナによる深刻な影響を受けている事業者に対して、金融機関による資金繰り支援や事業再生支援等が行われるよう、対応状況を確認していくこと、
 - ・ 第二に、活力ある経済・社会構造への転換を促していく観点から、送金手段や証券商品のデジタル化に対応した金融制度の検討、国際金融センターの実現、サステナブルファイナンスの推進に関する施策を進めていくこと、
 - ・ 第三に、「金融育成庁」として国内外の経済社会に貢献していくため、データ分析の高度化を通じたモニタリング能力の向上や、専門人材の育成など、金融行政を担う組織としての力を高めていくこと、などを盛り込んだ。
- 金融庁としては、引き続き、企業・経済の持続的な成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大を目指し、こうした重点課題にしっかりと取り組んでいきたい。

(以上)